

# ご 案 内

事 業 者 様

島田労働基準協会  
電話(0547)35-4522 F A X(0547)35-5191  
<http://www.shimakikyo.jp>

## 令和6年度 「産業用ロボット教示・検査等特別教育」の開催について

産業用ロボットの可動範囲内において行う、マニプレータの動作の順序、位置若しくは速度の設定、変更若しくは結果の確認(教示等)の業務および検査、修理若しくは調整、若しくは結果の確認(修理等)の業務とこれら業務を行う労働者と共同して行う機器の操作の業務に労働者を就かせるときは、事業者はその全員に労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育を行わなければならないことになっております。

このたび、当協会では下記により、標記の特別教育を開催いたしますので、この機会に貴事業場の当該業務従事予定者を積極的に受講させていただきますようご案内いたします。

### 記

#### 1. 日時及び会場

- ①令和6年 7月10日(水) 9時00分～17時50分 夢づくり会館 学習の部屋  
11日(木) 9時00分～16時40分 //
- ②令和6年11月20日(水) 9時00分～17時50分 夢づくり会館 学習の部屋  
21日(木) 9時00分～16時40分 //

#### 2. 特別教育の内容

- 《学科》 (1)産業用ロボットに関する知識 (2)産業用ロボットの教示等の作業に関する知識  
(3)産業用ロボットの検査等の作業に関する知識 (4)関係法令

#### 3. 学科課程受講料(テキスト代・消費税10%含む)

- 島田労働基準協会の会員事業所は1名につき 15,160円(うち消費税 1,378円)  
" 非会員事業所は1名につき 17,360円(うち消費税 1,578円)

#### 4. お申し込みの方法

- (1)受講申込書に必要事項をご記入のうえ、島田労働基準協会へお申込みください。定員になり次第締切ります。  
(2)テキストは、開催当日会場でお渡しします。  
(3)申込後の取消しは、開催日の7日前までに受講券を返却された場合に限り受講料をお返しします。また、受講者の変更も開催日の7日前までに連絡して下さい。  
※講習会は、日本語のテキストに沿った講義を行いますので、これらに対応できる方を対象として受け付けています。

5. 修了証の交付 講習修了者には、事業場宛に「特別教育修了証」を交付します。

6. 携行品 受講券・筆記用具・昼食・本人確認ができる書類(運転免許証等)

7. 実技教育 操作の方法1時間以上、教示等作業の方法2時間以上、検査等の作業の方法2時間以上、ロボットメーカーまたはディーラーと相談して、事業場で実施して教育記録を保存しておいてください。

受講月日	令和 年 月 日
講習会場	夢づくり会館 学習の部屋

島田労働基準協会開催  
産業用ロボット教示・検査等特別教育受講申込書

受講者氏名	生 年 月 日		
	年	月	日
	昭和・平成		
	昭和・平成		
	昭和・平成		

事業場名		
所在地	(〒 )	
担当者連絡先	部課名	氏名
	TEL	FAX

令和 年 月 日

月 日支払予定

※講習日の2週間前までをお願いします。

《個人情報について》

上記の個人情報につきましては、当協会が安全に管理し、本講習の実施目的以外には使用いたしません。